

# 管 理 規 定

社 会 福 祉 法 人  
うるま福祉会

# 管理規定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本園は、玉の子保育園・玉の子夜間保育園と称する。

(所在地)

第2条 那覇市牧志2丁目3番15号

(目的)

第3条 本園は、児童福祉法に基づき乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

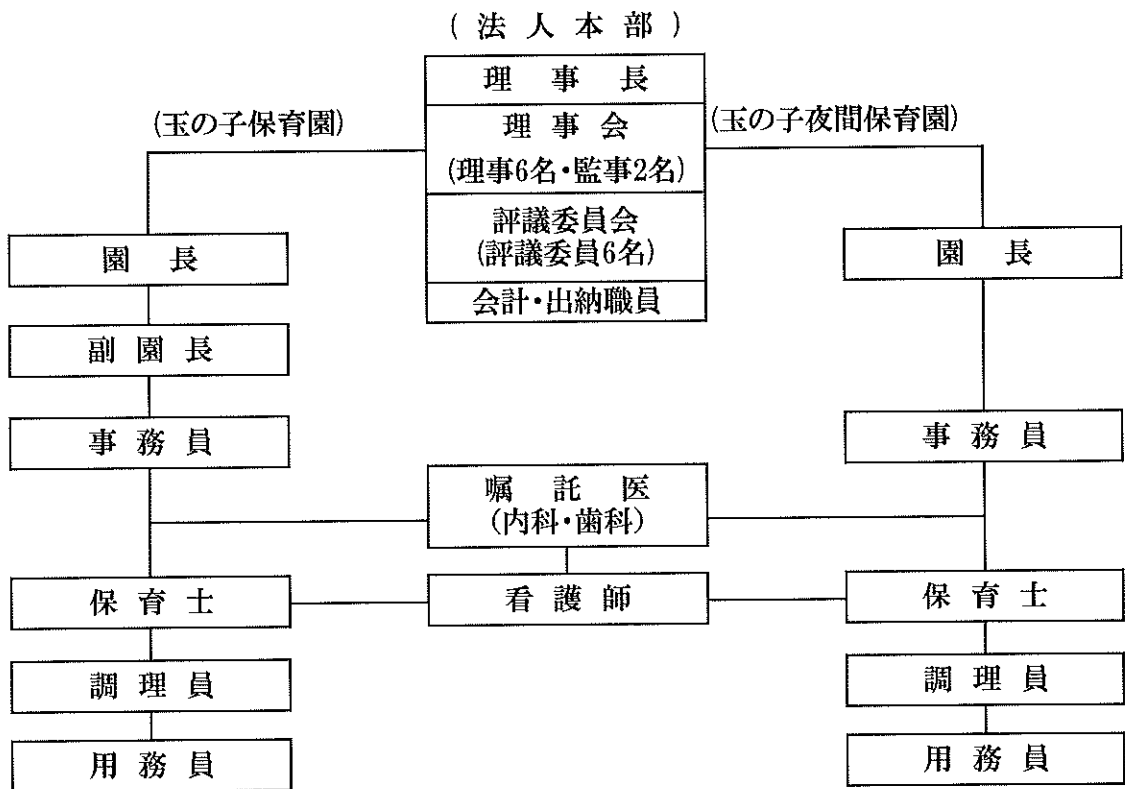
(職員相互の連携)

第4条 玉の子保育園・玉の子夜間保育園の職員(園長・副園長・事務職員・保育士・看護師  
調理員・用務員それぞれ相互間の連携を密にし、一体となって社会福祉法人としての機能を  
発揮してその運営向上をはかるものとする。

(組織機構)

第5条 当法人は次の組織機構に配置しそれぞれ担当業務にあたる。

社会福祉法人うるま福社会組織図



## 第2章 職 制

### (法人本部の職務)

- 第1条 1.法人の本部(以下「本部」という)は理事6名、監事2名の役員をもって構成し、理事長は事業の運営、施設の管理、監督業務及び計画等の総括的業務を行うものとする。
- 2.法人本部は事業計画の立案及び予算編成を行うものとする。
- 3.理事会に関する事務を行うものとする。
- 4.法人の庶務又は、その他の事務については理事長が会計責任者又は出納職員に指示を与え処理する。
- 5.施設の庶務は事務員と園長が行い園長の決裁をえて処理する。
- 第2条 職員は児童福祉施設最低基準第7条に該当する者のうちから理事長が任命する。ただし保育士については児童福祉法施行令第13条第1項の各号の1に該当する保育士資格者であること。

### (施設職員の職務)

- 第3条 職員の職務は次のとおりとする。
1. 園長は園務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
  2. 副園長は園長を補佐する。
  3. 事務員は園の庶務事務処理等の業務を行う。
  4. 主任保育士は保育内容について保育士を統括する。
  5. 副主任保育士は主任保育士を補佐する。
  6. 保育士は園長の命令を受け、保育に従事し、その計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
  7. 看護師は園児の健康状態の管理と保健業務を行う。
  8. 調理員は給食業務に従事する。
  9. 用務員は園の環境整備、清掃業務に従事する。
  10. 嘱託医は理事長の委嘱を受けて入所児童の健康診断、診療、健康管理、保健衛生指導を行う。

### (業務の心得)

- 第4条 職員はこの規定及び緒規定を守り、保育事業従事者としてその責務を自覚し、誠実且つ公正に職務をおこなわなければならない。

## 第3章園規則

( 定 員 )

第 1 条 本園の定員は次のとおりとする。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
玉の子保育園	15	20	22	22	24	17	120
玉の子夜間保育園	3	3	3	4	4	3	20

( 入 園 資 格 )

第 2 条 本園の入園資格は、児童福祉法第24条の規定により、那覇市により入所許可を得たものとする。但し定員に余裕のある場合は、那覇市が認めたパーセンテージで定員枠を超えて入園させることができる。

( 保 育 料 )

第 3 条 保育料は、市の定めた額とする。

・実費徴収について

主食費として3歳以上児 800円/月

か-帽子、体育着・ズボンの代金2,500円程度 (おさがり使用可)

園外保育における施設利用料等の料金 (実費徴収)

保護者会費は保護者会で決めた金額とする。

・水泳教室については希望者の利用でスイミングスクールとの直接契約となる。

( 保 育 時 間 及 び 料 金 )

第 4 条 本園の保育時間は、次のとおりとする。

玉の子	開園時間	7時～19時
	通常保育時間	標準認定：7時～18時 (最長11時間)
		短時間認定：8時～16時、9時～17時 (最長8時間)
	延長保育時間	標準認定：18時～19時 ¥3000/月
短時間認定：16時～19時 ¥300/時間		

玉の子夜間	開園時間	9時～26時
	通常保育時間	標準認定：13時～24時 (最長11時間)
		短時間認定：13時～21時 (最長8時間)
	延長保育時間	標準認定：9時～13時 ¥4000～6000/月
		標準認定：24時～26時 ¥3500～7500/月
		短時間認定：9時～13時 ¥300/時間
短時間認定：24時～26時 ¥500/時間		

( 利用の開始 )

第 5 条 本園は、那覇市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

( 保育の終了 )

第 6 条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

1. 那覇市の定める利用承諾期間が終了したとき、または利用児童が小学校に就学したとき。
2. 子どもの保護者が、法に定める入所要件に該当しなくなったとして市町村から報告のあったとき。
3. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

( 登 降 園 )

第 7 条 登降園については、原則保護者が付き添うものとするが諸事情でそれが出来ないとき、代理で他の方が行っても良い。但し、保護者からの連絡が条件となる。

( 保 育 内 容 )

第 8 条 本園は保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

1. 特定教育・保育（第4条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）第7条に規定する時間において、保育を提供する。
2. 食事の提供
3. その他保育にかかる行事等

( 日 課 及 び 年 間 行 事 )

第 9 条 日課及び年間計画は別に定める。

( 休 日 )

第 10 条 本園の休園日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日、その振替日及び国民の休日
- (3) 12月29日より1月3日まで

( 天 災 ・ 災 害 に よ る 休 園 )

第11条 予期せぬ天災、災害によって臨時に休園することがある。

- (1) 台風接近により暴風(雨)警報が発令し、バスが遅休になったとき。こどもみらい課から休園の通達があったとき。
- (2) 災害により園舎が大破したとき。
- (3) その他、園長が那覇市長と協議をして休園が望ましいと判断したとき。

( 非 常 災 害 対 策 )

第12条 非常災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火にかかる訓練を実施するものとする。

( 虐 待 防 止 の 為 の 措 置 )

第13条 本園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、児童に対する虐待のあること、またはその懸念が看取された場合、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第6条ほか関係法令に基づいて、関係機関と連携を図るものとする。

( 緊 急 時 に お け る 対 応 方 法 )

第14条 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医または利用児童の主治医に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が生じた場合は、那覇市、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(登園禁止)

第15条 (1)園児または、園児の同居家族に伝染病等の発生により、他の園児に感染すると園長が認めるときは、当該園児の登園を禁止する。

(2)登園禁止の期間は、当該伝染病等が完治するまでとし、再登園に際しては医療機関による完治または、感染の恐れのないことと証明を受けるものとする。

(家庭連絡)

第16条 園は、保護者と常に密接な連絡を保ち、園の保育方針、園児の成長、栄養状態及び園の運営について保護者の協力を得るものとする。

(記録の整備)

第17条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1)保育の実施にあたっての計画

(2)提供した保育に係る提供記録

(3)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する、保育給付に関する保護者の不正についての市町村への通知に係る記録

(4)保護者からの苦情の内容等の記録

(5)事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録(事故報告については、後で訴訟になる場合もあるので、永年保存が望ましい)

(苦情対応)

第18条 本園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。その結果必用な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

苦情解決責任者	理事長：高良桂子 園長：譜久島理
苦情受付担当者	主任保育士：仲栄真三奈子 阿波根清美
第三者委員	弁護士：宮城嗣宏 保育アドバイザー：喜友名静子

(附則)この規則は、2007年4月1日より実施する。

この規則は、定員に変更が生じた場合、その都度改定することができる。

改訂：2008年4月1日

改訂：2012年4月1日

改訂：2015年4月1日

改訂：2016年4月1日

改訂：2017年4月1日